

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年1月30日認可した。

令和2年2月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下組1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）豆塚地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）宮の下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）植松地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下林地区